

## 度会県の設置と紀伊牟婁郡の分割

### The Establishment of Watarai Prefecture and the Division of the Kiikunimuro Region

笠原正夫\*

Masao KASAHARA

#### Abstract

Watarai-fu, established in 1868, was reorganized into Watarai Prefecture after the establishment of prefectures in place of feudal domains, and Watarai Prefecture later developed into Mie Prefecture. In the process of that, the privilege of the Ise Shrine Territory—the right of self-government for Uji and Yamada towns built in front of the inner and the outer shrine of Ise—was reformed. As well the modern system that had been formed in the South Ise Region by the Kishu feudal clans was also subdivided.

At that time the Kiikumano Region was divided in two by the Kumano River and one of its tributaries, the Kitayama River. The right side of the region belonged to Wakayama Prefecture and the left side belonged to Watarai Prefecture. That produced an enclave, something unprecedented in Japanese history, and this has remained a serious problem in the Kumano Region (to present day).

キーワード：伊勢神宮の神領と度会府、宇治会合と山田三方、紀州藩の伊勢領、

安濃津県と度会県、牟婁郡の2分割

#### はじめに

三重県は、伊勢、伊賀、志摩と紀伊の旧4国で構成している。伊勢、伊賀、志摩は全国からなっているが、紀伊国は、郡を2分割して一部を組み入れている。明治4年11月22日、熊野川（新宮川）と支流の北山川を県境にして牟婁郡を分割し、右岸を和歌山県、左岸を度会県としたからである。そのため和歌山県では、全国的にも例を見ない県域の飛び地が2か

---

\*本学非常勤講師、日本近世史（Japanese Early Modern History）

所できただけでなく、地域の歴史や村々の実情を考慮しない分割であったために、そこに住む人々の生活に大きな影響を与えた。

そこで本稿は、度会県の設置の問題に焦点をあてて、廃藩置県以前の度会府の成立から以後の新旧の度会県の移行期を経て、大三重県に統一されていく過程に内包されているさまざまな問題点について考察する。

新政府は、慶応4年（1868）7月、度会府の創設により山田奉行を廃止し、関東名代の伊勢神宮代参を中止した。また神宮領の自治権と経済的特権を否定する一方で、大小の諸藩の所領が入り組み、複雑な政治状況を形勢している伊勢地方の統一の方向をたどっていく。

そうした中で、18万石余を有していた紀州藩への処置が大きい問題となるが、広大な所領の改編や削減が、度会県の創設以後の諸制度の整備や管轄区域の拡張とかかわってすすめられている。紀伊国の牟婁郡を熊野川で2分割して度会県に併合したのも、こうした一連の施策であった。

なお、度会県については、『三重県史』資料編近代1に、関係史料が多く所収されており、適切な解説も付せられている<sup>1)</sup>。こうした先学の成果に学びながら考えてみよう。

## 1. 幕末維新时期の伊勢地方

伊勢国には、皇室の祖廟である伊勢神宮が鎮座していて、内宮・外宮の正殿を中心に門前町が形成されている。内宮の門前町が宇治で、外宮の門前町（鳥居前町という）は山田である。宇治・山田には、中世から近世にかけて「宇治会合」・「山田三方」と呼ばれる町方の自治組織があり、それぞれ会合所を設置して町の政務を司っていた<sup>2)</sup>。文禄3年（1594）11月の伊勢国惣検地のとき、山田惣中、宇治惣中、大湊惣中にあてて出された朱印状（条々）にも、「従=宮川内=之儀、大神宮為=敷地=之条、両宮儀崇敬上者、不及=其沙汰=検地免除之事」とあり<sup>3)</sup>、宮川以東の検地の免除と、諸役免除を認めるなど、伝統的な自治を許可していた。徳川幕府もこれを踏襲するが、慶長8年（1603）以来、山田奉行を置いて幕臣を派遣し、宇治会合、山田三方を監督させて、次第に自治権を制限して行った。寛永8年（1631）ごろから、山田奉行は伊勢神宮の警衛にたずさわり、遷宮奉行を勤め、神宮の造営費、諸祭の経費なども山田奉行から幕府に上申して支弁されていた。近世後期、寛政2年（1790）の寛政改革の一環として、幕府の神宮への介入は一気に強くなるが、それでもなお、内宮・外宮の神領や門前町からの年貢や納銀・負担銀を集積して、町方などの経費に充てていた。自治的な制度が、まだ残っていた。

宇治・山田の町が繁栄したのは、両神宮に属する下級神職で構成する御師の活動が大きかった。全国的に檀家を広げ、参宮時の案内や宿舎を提供して経済活動にかかわっていた。また参宮客を迎えるために、物資の確保が必要で、商業活動が認められ、伊勢湾に面した港町や川岸には問屋が集まり倉庫も建ち並んだ。

維新直後の神宮に対して、最初に手がつけられたのは、幕府の名代による参宮の中止と、山田奉行の廃止であった。近世的な支配体制から脱却して、度会府による集権的な直轄支配を目指していたからである。

慶応 4 年に度会府ができるから、神宮が国教として位置づけられると、神宮と地域との伝統的な結びつきも、だんだんと断たれるようになった。これまで門前町として保護されていた宇治・山田の自治権と神領中の免税特権が剥奪された。

もうひとつの伊勢国の特徴は、大小多くの諸藩が配置されており、所領も入り組んで、複雑な政治的情況を生んでいたことである。そのうえ、紀州藩は、伊勢領内で広域に鷹場を保有し、鳥見と呼ぶ役人を置いて鷹場の管理をしていた<sup>4)</sup>。いうまでもなく入り組んでいる諸藩の目配りを意図していた。

この情況に変化が起こるのは、慶応 4 年（1868）の鳥羽伏見の戦である。旧幕府軍に桑名藩と鳥羽藩が加わっていた。津藩は山崎を守衛して中立の立場を守っていたが、勅命が下つたことにより、新政府方について旧幕府軍を攻撃した。長島・亀山・菰野・神戸・久居の諸藩は鳥羽伏見の戦に参加せず、新政府に恭順の態度をとっていた。神戸藩主本多忠貫は、幕府から山田奉行を命じられていたので、神宮の警備にあたっていたが、そのまま神宮の守衛と神領の管理を務めた<sup>5)</sup>。

旧幕府軍は敗れ、徳川慶喜は大坂から江戸へ帰った。慶喜に同行した桑名藩主松平定敬は、元京都所司代であった。彼は、その後も幕府方に組し、箱館五稜郭の戦まで参加している。そのため桑名藩は、会津藩と並んで最大の朝敵藩として東征軍の攻撃の対象となった。桑名藩は、藩主定敬に従った家臣と佐幕派の重臣を処刑し、新政府に軍資金を献納するなど、恭順を示したが、藩内は両派に分裂してしこりが残った。桑名藩は、藩主の義弟定教が降伏して謝罪し、城を明け渡したことにより、伊勢国は平穏に戻ったが、江戸城を攻めるために東海道を下る東征軍の兵糧などの調達や街道沿いの警備に伊勢の諸藩は奔走しなければならなかつた<sup>6)</sup>。

明治 2 年正月、薩長土肥の四藩主が版籍奉還の上表文を上呈するが、すぐ 2 月には、津藩が提出、ついで神戸・亀山、3 月には鳥羽、4 月には菰野・久居・長島が提出して、桑名以外の各藩が版籍奉還を願い出ている。桑名藩は少しおくれ、8 月謹慎中の定教に松平家を相続させて、旧領 11 万石のうち 6 万石を没収された<sup>7)</sup>。伊勢地方には、津藩など 8 藩と忍・一宮・吹上・和歌山・新宮の 5 藩の飛び地が存在し、旧桑名領を所轄地にした名古屋藩領もあった。その他旧幕府領は公領として管理した。旗本領や寺社領は、大津県が三重郡のうちの 20 か村と鈴鹿郡のうちの 5 か村などを管轄し、笠松県には、桑名郡 44 か村が属していたが、これらは、明治 2 年 8 月に旧度会県へ移管した。

## 2. 度会府の行政機構

明治新政府は、各地の幕府領を没収して公領とし、東京・大坂・京都など国内的にも対外的にも重要な9か所を「府」とし、他を22の「県」に定めた。慶応4年（1868）7月6日に明治新政府は、伊勢神宮の鎮座地であった度会府の初代知府事に、東海道先鋒総督として東征軍を指揮した橋本実梁を任命した<sup>8)</sup>。同月20日には、度会府を設けて山田奉行所を廃止し、山田奉行を罷免した。27日には、小林村（現御園町）に置かれていた旧山田奉行所で度会府を開府したが、所領は、旧奉行支配地と旧幕府領のうち、代官の支配地など、わずか度会郡13か村の管轄だけであった<sup>9)</sup>。度会府の行政機構を編成し、初代知府事以下、判府事、権判府事、判府事試補の最上層の役人と、書記の上級職員には他藩の藩士を任命した。その下位に郡部と市部の民政を担当する郡政曹と市政曹を置き、皇太神宮の鎮座だけに神祇曹も設けられた。これらの中堅の役人には、神領、紀州藩領、鳥羽藩領の大庄屋格や宇治・山田の旧家の御師の中から家柄を選んで任命した<sup>10)</sup>。また旧山田奉行所に所属していた組同心53人をそのまま度会府配下の同心にした<sup>11)</sup>。

当初度会府が管轄していた所領も、旧山田奉行の支配していた神宮領と旧幕府の直轄地は、大半が無税地で、年貢の賦課もされていなかったため、度会府の財政的な裏づけにはならなかった。そこで度会府は、10月にこれらの神領地へも課税を行い、神宮が保持している旧体制の改正に手掛けて、度会府の運営費として正米1万石余を下付させることを命じた<sup>12)</sup>。12月には、「神領田畠年貢之儀、以来当府において取極可相達候間、持主作人ども勝手に取計申間敷候事」<sup>13)</sup>との触を出して、神領地の田畠からも年貢を負担させることにして、持主らの勝手な取扱いを禁止した。

11月22日に、度会府の庁舎を二之木町の山田三方会合所へ移転した<sup>14)</sup>。旧山田奉行所は神宮から離れ過ぎていたからである。また門前町として発展している宇治と山田の町方も山田奉行の支配下にあったとはいえ、門前町の政務は中世以来宇治二郷の年寄衆や山田三方の年寄衆が、会合所を設置して自治制を執っていた。また前述のとおり、江戸幕府も、その自治権には制限を加えつつも一応は認めていた。両会所は、「<sup>つなぎ</sup>貫金」と称する多額の金子を徴集し、会合所の運営費に充てていた<sup>15)</sup>。度会府庁は、こうした体制を改正して統一的な税制を実施するため、12月25日、突如宇治会合と山田三方の両会合の廃止を通告し、年寄衆のうちから3人を度会府が統轄する「市政御用掛」として任命し、その配下で勤める役人を「御用掛下役并仮府兵」に命じた<sup>16)</sup>。

翌2年1月、橋本知事は、度会府に会議所を設け、府議事院議員を選んで地方民政の綱紀をうち立てようとした。会合衆と妥協しながら統治する方法であった。議事院へは、権宜らのうちから宇治2人、山田3人を選んだ上等議員、権権宜や会合年寄のうち宇治5人、山田10人からなる中等議員、一般御師以下町々から選ばれた下等議員を合わせて50人で構成

した<sup>17)</sup>。議事院は、会議所の名目で1月24日より山田一之本町で開設された。

また同1月24日に度会府管下の田畠・山林・屋敷の坪数を調べる申達が出されたとき、府庁による徵税の前触れとの流言が起こり、人心が動搖したが、朝廷による全国一律の処置であって、度会府のみの徵税ではないと説いて人心の平穏化をはかっている<sup>18)</sup>。

旧山田奉行所に府庁を置いて出発した度会府は、伊勢神宮が造りあげてきた伝統的な組織と内宮・外宮の門前町（鳥居町）に育ってきた自治的な町方に介入して弱体化をさせていった。

### 3. 紀州藩と伊勢領

紀州藩は、所領の3分の1にあたる18万石余を伊勢国で領していた。小藩が群立する中で、津藩と紀州藩の2藩が群を抜いている。その紀州藩は、大政奉還後の態度に明治新政府から嫌疑をかけられ、さまざまな抑圧を受けている。藩主徳川茂承は、誠意を示すため上京するが、疑いは解けず京都に留め置かれ、多額の献納金も命じられた。また1500人の奥州征討軍の派遣も課せられた。

この間、家老の久野丹波守純固らは、嫌疑をうけたまま滞京させられている人質同然の藩主を早く帰和させようとして、恭順の意を示すには、藩領の内の伊勢3領18万石を献上するより方法がないと、密かに岩倉具視に内願した。このとき、紀州藩の苦境の打開は、伊勢3領の献上よりも藩政改革を断行して、諸藩の模範となる方が良策であると進言した陸奥宗光の努力が功を奏し、岩倉から内願書を却下してもらい、その年12月に藩主茂承は1年近い滞京から解放されて、帰国した<sup>19)</sup>。

それより前、鳥羽伏見の戦後まもなく、慶応4年1月14日に徳川御三家の付家老5家が、新政府から藩屏に列せられた。紀州藩の安藤直裕と水野忠幹の2人も岩倉具視から申渡されている。権力基盤のまだ不安定な新政府は、徳川氏の旧幕府勢力から各藩の藩政の中核にいる有力家臣を離反させて、弱体化をする目的があったと考えられる。衝撃をうけた御三家は、大政官へ願い出て、これまでどおり藩政にたずさわれるようになってしまった。安藤・水野両氏は引続いて紀州藩政を執ったが、8月16日にはそれもまた廃止された。

紀州藩は、明治2年2月、津田又太郎を中心に藩政改革に着手するが、政治組織を一新して政治府と公用局、事務局、会計局、刑法局、民政局の五局を設けた<sup>20)</sup>。また郡政を刷新し、代官所を廃止して、名草・海部・那賀・伊都・有田・日高・牟婁上・牟婁下の8郡と伊勢の松坂・田丸・白子に民政局を置いた<sup>21)</sup>。

明治2年6月17日の版籍奉還を前に、田丸久野家の家老惣代金森伊兵衛、用人惣代小林藤四郎ほか重臣15人が、主家の久野純固が隠居し、嫡子金五郎宗熙が家督を相続したとき、

「誓紙血盟書」を作成し、田丸藩の独立と金五郎の大名化を求めて歎願書を密かに新政府へ提出していた<sup>22)</sup>。

歎願書には、安藤家と水野家は、すでに紀州藩の家老から独立して、新宮藩と田辺藩の知藩事に任命されているのに比して、久野家との処遇の差はあまりにも大きいとある。久野家も幕府から徳川頼宣が入国するとき、付けられたのであるから、金五郎も「天朝御直の御末臣」に召し加えられることを願い出たのである。

政府に呼び出されて、ことの事情を知った紀州藩の東京出張所詰の藩吏から、その顛末を伝えられた紀州藩は、この事態を重くみて厳しく糾問した。同年12月18日、和歌山藩知事は、金森ら一連の者を禁錮に処した<sup>23)</sup>。「主家金五郎も安水両家同様藩屏ノ列被仰付候様ニト朝廷へ直訴致シタル件ニ付テナリ」と罪状にある。田丸藩の独立を認めず、同4年2月9日田丸城を破壊した<sup>24)</sup>。

久野家は、幕府から徳川頼宣に付けられた家老といつても、安藤・水野両家とは家格に歴然とした違いがあり、所持高も大きな差異があつて、紀州藩の家臣としての処遇に当初から差もあつた。また安藤・水野両家のように、大名化自立の運動もしていなかつた。それが、久野家の大名志向の道が閉ざされた大きな理由と考えられるが、それよりも多くの小藩が群立して複雑な政治体制を形成している伊勢地方で、田丸藩の創設と久野氏の知藩事へ任命することは、集権的な統一国家を目指す新政府の方針と矛盾するものであつた。

紀勢両国に広大な所領を有していた紀州藩が、伊勢国内の領域で依然として権限を保持していることも、新政府にとっても疎かにできない問題で、弱体化させる手を打たなければならなかつた。しかし紀州藩は、津田出の指導により、藩庁への権力集中を図りつつ、藩治職制に基づく路線で藩政改革が進められていたから、新政府もそれを注視していた。

ところで紀州藩は、嘉永6年(1853)12月に、寒天を御仕入方役所が取り扱うようになり、領内の浦々で採集する寒天は、御仕入方で買い集められて江戸や上方へ送られた。紀州藩は、伊勢地方では鳥羽藩と海岸地帯で所領の境界が入り組み複雑で、両藩とも取締りが困難なため「抜草」も多かつた。そこで、慶応3年(1867)6月、紀州藩から、鳥羽藩領分とともに取り締まる方が両藩にとっても都合が好いのではないかと、紀州藩の産物方頭取から、鳥羽藩勘定奉行にあてて申し入れ、約定が成立している<sup>25)</sup>。幕末期の紀州藩の商品流通に直接携わっている現場の役人の中には、従来の孤立的な藩機構のみに依るのではなく、商品流通の有り方に沿って行動する考え方方が生れていた。殊に、伊勢地方のように多藩が分立する地域においては、経済担当の役人たちが、自藩のみにこだわっておれない状況が生じており、孤立的な藩意識もしだいに薄れつつあったことに注視しなければならない。

#### 4. 度会県から新度会県へ

明治 2 年 7 月 17 日の大政官布告により、京都・東京・大阪の 3 府以外の「府」をすべて「県」とした。このとき度会府も「度会県」と改称して、知事以下、権判事、大参事が任命された。また度会府の旧職員も度会県の新職員に採用されて県政の実務にたずさわった。10 月朔日には、度会県印が政府から下付された<sup>26)</sup>。

度会県と改称されると、古くから「神三郡」と呼ばれ、諸藩の管轄に入らなかった神宮領の飯野・多気・度会の 3 郡と度会府が管轄していた旧幕府の直轄領のほか、伊勢国内の他藩の所領も併合して度会県域を拡大した。すなわち、先に維新の政変のとき、没収されていた幕府の直轄領のうち、大津県が管轄していた三重・鈴鹿・河曲・奄芸に散在している 2 万 1824 石余を 9 月 12 日に受取り、大津県の出張所を度会県の支庁とした。同 3 年 2 月 3 日には、笠松県が管轄していた桑名郡の内から 1 万 2237 石余を、また 3 月 13 日には、名古屋藩に預けられていた桑名藩の所領の内の員弁郡と三重郡から、2 万 3334 石余と、上総一宮藩の管轄地になっていた多気・三重・員弁 3 郡の内から 6957 石余を合わせた 6 万 4373 石余が、度会県に併合された<sup>27)</sup>。度会県の管轄地は、8 郡の内の 213 か村に及んでいた（表 1）。

表 1 度会県の郡下の村数

郡名	度会	多気	奄芸	員弁	河曲	鈴鹿	三重	桑名	計
村数	85	9	1	51	2	5	35	27	213

明治 3 年 6 月 21 日に県庁舎を山田岩渕町に新築して移転しているが、新庁舎への参庁について、大宮司・禰宜は表玄関、権禰宜・大年寄は内玄関、町年寄などは訴訟口、その他すべての商人は裏門からと、それぞれ別々の入口から出入りするように決め、身分によって玄関などの使い分けを命じている<sup>28)</sup>。ついで同 3 年 8 月 19 日には、府議事院が廃止され、議員も免じられた<sup>29)</sup>。議員の行政参加により民政の綱紀を樹立しようとした旧度会府の新しい試みも消滅した。

藩制の改革の道を歩んでいる和歌山藩は、明治 2 年 2 月に 3 領に置かれた民政局が、同 4 年 1 月に松坂出庁に統合された。それは勢州領内の土地・人民の一元的支配の徹底化をはかるもので、前述の田丸領の独立運動を認めなかつた問題と合わせて考えなければならない。

明治 4 年 7 月 14 日の廢藩置県の詔書の発令により、「和歌山藩」が「和歌山県」と改称されたが、このとき伊勢 8 郡内（三重・河曲・奄芸・一志・飯高・飯野・多気・度会）で 471 か村を管轄していた（表 2）。だが、11 月 22 日の第二次廢藩置県によって、伊勢地方に安濃

表2 廃藩置県事の各郡別村数と県別村数 (『三重県史』上巻より作成)

県名 郡名	桑名	員弁	朝明	三重	鈴鹿	河曲	奄芸	安濃	一志	飯高	飯野	多氣	度会	伊賀	志摩	牟婁	計	その他
津				15	3	6	23	73	62		33	20		178			413	大和 89 山城 14 下総 15
亀山				5	74	8											87	備中 11
神戸				1	4	14											19	河内 1
菰野				16													16	近江 3
桑名	66	39	30														135	
長島	69																69	上総 35
久居				10	7	4	12	15	24								72	大和 26 山城 14
忍		20	35	17													72	
吹上				6		7						5					18	
鳥羽											8	4	5		37		54	
度会	27	51		35	5	2						9	85				214	
和歌山				1		1	40		71	109	7	95	147			99	570	
新宮																46	46	
計	162	110	65	106	93	42	75	88	157	109	48	133	237	178	37	145	1785	

津県と新度会県の2県が併置されると、和歌山県は消滅して、管轄していた県域が両県に分割された。こうして、伊勢地方は、北部の桑名・長島・菰野・神戸・津・亀山の6県が安濃津県（明治5年3月には三重県と改称）となり、南部の久居・和歌山・鳥羽と旧度会の4県で新しい度会県が誕生した。「旧度会県ヲ廢シ更ニ度会県ヲ置キ、志摩國一円、伊勢國度会郡、多氣郡、飯野郡、飯高郡、一志郡、紀伊國牟婁郡ノ内ヲ管シ、<sup>(明治4)</sup>當未年物成郷村當旧県々ヨリ請取旨御達アリ」と、新度会県の管轄地と年貢の徵収を記している<sup>30)</sup>。

伊勢神宮の警衛も、幕末以来久居藩が引続いて担当していたが、廃藩置県の詔書が発せられた4年7月14日、久居藩兵を「県兵」と改称して従来どおり継続して警衛させた。しかし、11月22日に兵部省の通達によって警衛が免除された<sup>31)</sup>。

元和歌山県が出した「廃藩置県に付、元勢州三領版籍安濃津度会両県へ引渡書」<sup>32)</sup>の目録には、旧幕府より旧領主へ引き渡された郷帳、検地帳、人口戸数社寺調帳、徵税調帳のほか、官舎・獄舎・出張所・郷学所などの帳簿類や資産が記されている。また安濃津県へは、明治5年2月に「伊勢国奄芸郡、三重郡、川曲郡の内四十三ヶ村」、度会県へは明治5年4月4日に「飯高郡、一志郡、飯野郡、度会郡、多氣郡の内四百三十ヶ村」として、引渡した村数が書かれている。

新しい管轄下に入つてはいた旧大名領の系譜を引いている各県の事務の引継ぎも行われるが、新度会県では、5年3月13日付で、元吹上県の伊勢国多氣郡の内の草高2152石余、3

月 27 日付で元津県の多気郡ほか 3 郡の草高 5 万 3670 石余、4 月 14 日付で、元和歌山県から草高 19 万 6800 石余と、元新宮県から 1 万 8367 石余、4 月 18 日付で元鳥羽県から草高 2 万 9812 石余、合わせて草高 30 万 803 石余の土地・人民が引継がれている<sup>33)</sup>。しかし、明治 4 ～ 5 年にかけて境界問題で対立が起こっている。5 年 5 月 10 日、一志郡として度会県に属することになった八幡町・藤枝町・垂水村・藤方村の 4 町村は異議を主張した。安濃と一志の両郡界であったから、三重県と度会県との県界問題でもあった。両県が仲に入り折衝を重ねて 4 町村は、安濃郡に編入されて三重県に引き渡された<sup>34)</sup>。牟婁郡木本浦の旧和歌山県出張所も度会県の仮出張所にしている。

6 月 25 日には、伊勢国 5 郡、志摩国一円および、牟婁郡の区画を改正して 6 大区に分け、大区ごとに数小区置いて正副戸長を任命した<sup>35)</sup>。7 年 7 月 17 日には、伊勢国 5 郡と志摩国全部と紀伊国牟婁郡などの区域を合わせて、度会県を 7 大区、72 小区に編成がえした。すなわち度会郡は 1 ～ 4 小区、多気郡は 5 ～ 7 小区、飯野郡は 8 小区のみ、飯高郡は 9 ～ 11 小区、一志郡は 12 ～ 15 小区、答志郡は 16 小区のみ、英虞郡は 17 小区のみ、牟婁郡は 18 ～ 20 小区である<sup>36)</sup>。

明治 5 年 11 月朔日に度会県は、元鳥羽県鳥羽、元度会県山田両所の銀札について、鳥羽札一匁を新貨 1 錢 3 厘、山田札 1 匋を新貨 1 錢 4 厘と定めた<sup>37)</sup>。8 年 2 月 14 日には、松坂・鳥羽・山田で発行している紙幣を 3 月 5 日限りで通用を停止して、山田・松坂出張の三井組に新紙幣の交換の仲立ちをさせている<sup>38)</sup>。度会県は、多種の紙幣を廃止して新紙幣に早く切り換える、貨幣制度の側面からの県域の統一をはかろうとした。

明治 9 年 4 月 18 日の大政官令により、「度会県を廢して三重県へ合併」<sup>39)</sup>した。「土地人民同県へ可引渡」とある。度会県庁を三重県庁の支所とした。併合された度会県の 8 郡の町村数は表 3 のとおりである。引継ぎ事務は 8 月 8 日に完了し、8 月 21 日に度会県所轄の内、多気・度会 2 郡と志摩全国、牟婁北半郡を山田支庁の所属とし、飯野・飯高・一志の 3 郡を本庁の直轄とした。

表 3 明治 9 年三重県に合併時の度会県 8 郡 町村・人口等の状況

国名	郡名	町村数	戸数	人口
伊勢国之内	一志、飯高、飯野、多気、度会	646	59,459	270,237
志摩国	答志、英虞	62	9,688	49,654
紀伊国之内	牟婁郡の内	122	13,165	60,584
計	8 郡	830	82,312	380,475

「三重県史料」をもとに作成した『三重県史』資料編・近代 1 より一部引用して作成した。

## 5. 「飛び地」の発生

明治4年11月22日の布達で、新たに和歌山県が設置された。現在の和歌山県の原型である。県境は、旧紀伊国と旧大和国との境界をそのまま使用することと、旧紀伊国を流れる新宮川（熊野川）と支流の北山川の中央を境界として2分し、右岸を和歌山県、左岸を度会県とした。そのため、新宮県のうちの牟婁郡内の94か村と、旧和歌山県42か村が度会県になった<sup>40)</sup>。しかしこのとき、大和国十津川郷領は田戸付近で北山川まで張り出して、北山川が奈良県と度会県の県境になっている個所と、十津川郷領の竹筒で、一部北山川を越えて川の左岸へ食い込んでいる地域ができたため、紀伊国領牟婁郡は、2か所で分断され、旧北山組の全域と旧川ノ内組の玉置口と鳴津村の2か所が飛び地となった。

北山組のうち、右岸にある七色・竹原・大沼・下尾井・小松の5村は和歌山県であるが、大沼村のうち左岸にある枝郷の大井・大河原・田野・小口は、本村から分離して大井村と称して度会県に編入した。

明治4年12月、和歌山県は、川ノ内組の九重・鳴津・湯ノ口・花井・木津呂・玉置口の6か村に村高・反別・戸数などの報告を求めていたが、12月27日に6か村の庄屋が連名で大庄屋をとおして新宮県の市郡懸御役所へ提出した「口上」<sup>41)</sup>によると、「私共村々之義者入組場所=相成候間、高反畠調書上之義、当年中至急取調候様被仰聞候得共、最早押詰リ取調難出来候間、來申年迄御猶予被為成下候様奉願上候、左候ハヽ初春相調指上可申候」とあり、各村とも村の現状の把握は難渋をきわめた。この地域は急峻な熊野の山間部にあり、急流の北山川が蛇行をして複雑な地形をつくっていて、調査に時間がかかるため、翌年まで猶予を願い出ている。

右岸の鳴津・玉置口・九重・四瀧の4村は和歌山県に入ったが、鳴津の枝郷小川口と玉置口村の枝郷大向、九重村の百夜月、四瀧村の和地谷は、川を隔てて左岸にあるため、本村から分かれて度会県に入っている。また逆に左岸にあるため度会県に入った湯ノ口村の河根（小名）、花井村の西花井・木津呂村の笹後は、それぞれ本村を離れ、河根と笹後は鳴津村へ、西花井は九重村に合併された。

新宮川に沿う村々でも、三ツ村組の田長村では、枝郷の野地が川を隔てて左岸にあるため、本村を離れて度会県に入り、度会県管轄の和氣村の枝郷楮井は川を隔てて右岸にあるため、本村と分かれて田長村に合併して和歌山県に入った。浅里組では、左岸の度会県に入っている北桧杖村の枝郷土之河は、右岸にあるので本村と分かれて和歌山県の南桧枝村へ入った<sup>42)</sup>。度会県管轄の浅里村の枝郷多地も、右岸にあるため本村と分かれて和歌山県管轄の相賀村に合併した<sup>43)</sup>。

明治4年12月、花井村庄屋・肝煎が連名で市郡懸御役所へ「乍恐奉願口上」<sup>44)</sup>を提出している。それには、廢藩置県の改正により度会県の管轄になったが、「当村之義者一村之處河隔

ニて家数拾軒余候処、和歌山県支配所ニ而九重村江附属候由風聞御座候ニ付、村方一同評定仕候処、九重村江附属之義御赦免被成下候而花井村を二ヶ村ニ改正被成下、和歌山・度会県両県江花井村両村ニ御改正被成下候様奉願上候」とある。花井村は川を隔てて東西に分かれ、東を本村とし、西を西の峯といったが<sup>45)</sup>、西の峯 10 数軒は分村して九重村へ入り和歌山県の管轄になることに反対し、分村するのならば、度会県と和歌山県の両方に花井村を置くようになると川之内組大庄屋を通して上申している。しかし、市郡懸御役所からの返答書は届いていない。西の峯は九重村に入ったが、村民は現在も檀那寺は川を越えた本村（度会県）に置いている<sup>46)</sup>。

明治 32 年（1899）7 月の「組合村と三重県との県境に関する事項取調べ報告」<sup>47)</sup>が、九重村外六カ村組合役場から東牟婁郡役所へ出されており、分割された花井村とは、「今尚由來の慣行遵守し、各共有財産を保管」している。そのうえ役場へ行くのに四瀧村で北山川を渡り、さらに小船村で川を渡っていかなければならない。音信は 1 週間以上かかるので、「實にその不便なる言語に絶せり」と訴えている。大向井が川を隔てて三重県の木津呂村に編入された玉置口村も、「今尚由來の慣行を維持しつつあり」と、新しい行政区画になかなか馴染んでいなかった。取調べ報告は、「南北牟婁郡を和歌山県に編入せられん事を切望する所為なり」と記している。

川沿いの村々のうちで、現在も野山・共有財産に関して組合を設け、入鹿村にある約 919 町歩の山林を管理するため、組合長に入鹿村々長を選んでいる。また同 36 年に小船大谷（現三重県）が川を越えた九重村四瀧領に持っている共有林の「山野火入れ願」<sup>48)</sup>を九重村長と四瀧人民代表が連名で木本警察署長警部あてに提出している。この地域では、2 県に分割されても、山林・耕地などの財産を保有して、分割以前の共同体的結合を維持して生活を続けている。

## まとめ

伊勢国には皇室の祖廟伊勢神宮が鎮座する。近世においても宮川以東の地は検地を免除され、門前町の宇治・山田も自治を認められていた。慶応 4 年 7 月、度会府の設置により、この伝統的な特権の改革に手がつけられた。また近世の伊勢地方には、天領のほか多くの諸藩の所領が入り組み、複雑な政治状況を形成していた。とりわけ戊辰戦争で政府軍に激しく抵抗した桑名藩と御三家紀州藩という、旧幕府と関係の深い大藩が所領を所有していたことは、近世的な支配体制から脱却して集権的な統治体制を確立しようとする新政府にとって大きな課題であった。

桑名藩は所領を半分に削減されたのに対して、紀州藩は、新政府の政策に沿って藩政を改

革し、田丸藩の独立運動を押さえて藩庁への権力集中を図っていた。

明治 2 年 7 月度会府を度会県と改称した。そして管轄も少しづつ拡大した。維新で没収されていた旧幕府領（天領）のうち、三重・鈴鹿・河曲・奄芸の 4 郡に存在する村々を大津県、員弁・三重の 2 郡にある村々を名古屋藩、多気・三重の 2 郡にある村々が一宮藩の所領になつたが、これらの村々も順次度会県の管轄地となつた。

明治 4 年 11 月、第 2 次の廃藩置県によって、新しい度会県ができたが、県域は伊勢国の南半分と志摩国および紀伊国の牟婁郡の一部とであった。その後三重県が誕生する同 9 年まで、度会県と安濃津県が併置され、諸藩の系譜を引くそれぞれの領域が、完全に新体制に組み込まれた。両県の境界は、町村の所属替えもあって多少の変動を繰り返しながら整えられていった。また紀州藩領では、明治 4 年 2 月に奄芸・三重・河曲の 3 郡のうちの 43 か村は安濃津県へ、飯高・一志・飯野・度会・多気の 5 郡のうちの 131 か村は度会県へ 2 分されていた。

度会県は明治 7 年 8 月、伊勢 5 郡と志摩国および紀伊国牟婁郡などの区画を 7 大区 20 小区にした。

明治 9 年 4 月、「度会県ヲ廢シ三重県へ合併」との大政官布告が出されて<sup>49)</sup>、度会県は消滅して、大三重県に統一した。

## 注)

『三重県史』資料編<近代 1>（三重県 昭和 62 年 3 月刊）

2) 『三重県史』資料編<近世 2>「総合解説」19～22 頁

3) 『三重県史』（三重県 昭和 39 年刊） 67 頁

4) 前掲『三重県史』資料編<近世 2>「総合解説」32～34 頁

5) 前掲『三重県史』資料編<近代 1>「総合解説」809 頁「北勢諸藩」

6) 前掲『三重県史』資料編<近代 1>「北勢諸藩」

7) 前掲『三重県史』資料編<近世 2>「総合解説」4 頁

8) 前掲『三重県史』資料編<近代 1> 83 頁

9) 前掲『三重県史』資料編<近代 1> 84 頁

10) 前掲『三重県史』資料編<近代 1> 85 頁

11) 前掲『三重県史』資料編<近代 1> 91 頁

12) 前掲『三重県史』資料編<近代 1> 89 頁

13) 前掲『三重県史』資料編<近代 1> 90 頁

14) 前掲『三重県史』資料編<近代 1> 87 頁

- 15) 前掲『三重県史』資料編<近代1> 96頁
- 16) 前掲『三重県史』資料編<近代1> 92頁
- 17) 前掲『三重県史』資料編<近代1> 93頁
- 18) 前掲『三重県史』資料編<近代1> 90～91頁
- 19) 『和歌山県史』近現代一（和歌山県 平成元年刊）9～15頁
- 20) 前掲『和歌山県史』近現代一 20頁
- 21) 前掲『三重県史』資料編<近代1> 879～880頁
- 22) 『南紀徳川史』第4冊（名著出版 復刻版 昭和45年刊）584～585頁  
『玉城町史』下巻（玉城町 平成7年刊）160～166頁
- 23) 前掲『南紀徳川史』第4冊 613頁
- 24) 前掲『南紀徳川史』第4冊 659頁
- 25) 藤田貞一郎著『近世経済思想の研究』（吉川弘文館 昭和41年刊）159～172頁
- 26) 前掲『三重県史』資料編<近代1> 99頁
- 27) 前掲『三重県史』資料編<近代1> 98頁 なお、『角川日本地名大辞典24 三重県』によると、笠松県は伊勢国内では桑名郡44か村が属していた。大津県は、三重郡のうち20か村、鈴鹿郡のうち5か村、奄芸郡、河曲郡にも1～2か村あったとあり、村数は正確ではない。
- 28) 「明治3年布告書留」莊区有文書（二見町）
- 29) 前掲 同上史料
- 30) 前掲『三重県史』資料編<近代1> 213～214頁
- 31) 前掲『三重県史』資料編<近代1> 99頁
- 32) 『南紀徳川史』第12冊 267～271頁  
なお表2の和歌山県の全村数570か村のうち、安濃県に入った三重・河曲・奄芸3郡で42か村、度会県に入った一志・飯高・飯野・多気・度会の5郡で429か村となり、目録に記されている村数より、それぞれ1村ずつ合わない。
- 33) 前掲『三重県史』資料編<近代1> 216頁
- 34) 前掲『三重県史』資料編<近代1> 200～202頁
- 35) 前掲『三重県史』資料編<近代1> 214頁
- 36) 前掲『三重県史』資料編<近代1> 215頁
- 37) 前掲『三重県史』資料編<近代1> 214頁
- 38) 前掲『三重県史』資料編<近代1> 215頁
- 39) 前掲『三重県史』資料編<近代1> 221頁
- 40) 前掲『三重県史』資料編<近代1> 224頁
- 41) 『新宮市史』史料編上巻 919～920頁
- 42) 『熊野川町史』史料編I（熊野川町 平成13年刊） 318～319頁

- 43) 熊野川町史編纂委員田中弘倫・奥村隼郎両氏の助言による。
- 44) 『和歌山県史』近現代史料4（和歌山県 昭和53年刊）70頁
- 45) 前掲『熊野川町史』史料編I 317頁
- 46) 『紀伊続風土記』第三輯（歴史図書社 昭和45年刊復刻版）164頁
- 47) 田中弘倫氏の調査による。
- 48) 熊野川町役場文書（現新宮市熊野川行政局） 九重村玉置口村組合役場文書
- 49) 前掲『三重県史』資料編<近代1> 221頁

(付記)

本稿をまとめるにあたり、新宮市熊野川町史編纂室の協力を得たことをお礼申しあげる。